

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会

理事長 杉野 剛

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）の補助事業期間の延長の特例について（通知）

標記補助事業については、交付条件において、研究実施計画変更等に伴い研究計画最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長を希望する場合には、研究計画最終年度の3月1日までに様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得た場合、1年度に限り補助事業期間を延長することを可能としています。

令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度には、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動への様々な支障が生じていることを考慮し、様式F-14-CV「補助事業期間再延長承認申請書」による補助事業期間の延長の特例を設けたところです。

令和4（2022）年度は、既に様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」により令和4（2022）年度まで補助事業期間の延長承認を得た研究課題、又は様式F-14-CV「補助事業期間再延長承認申請書」による延長の実績が1回までの研究課題について、当該感染症の影響により更なる研究実施計画の変更等が必要となった場合は、所定の手続の上、令和5（2023）年度までの延長を認める取扱いとします。既に様式F-14-CV「補助事業期間再延長承認申請書」により2回延長を行っている研究課題は対象外となります。また、来年度以降、様式F-14-CV「補助事業期間再延長承認申請書」による補助事業期間の延長の特例は行わない可能性がありますので、以下の留意事項を確認の上、貴職より関係する各研究代表者及び事務職員等に周知願います。

<延長の特例が認められる対象課題>

- 様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」により令和4（2022）年度まで補助事業期間の延長承認を得た研究課題
  
- 様式F-14-CV「補助事業期間再延長承認申請書」により令和4（2022）年度まで補助事業期間の延長承認を得た研究課題のうち、様式F-14-CVによる延長回数が1回の研究課題



<留意事項>

- 本取扱いに係る手続きの詳細については、通常の補助事業期間の延長に係る手続きと併せ、令和5(2023)年1月頃に連絡します。
- 昨年度、様式F-14-CV「補助事業期間再延長承認申請書」を提出し、令和4(2022)年度まで補助事業期間の延長承認を得た研究課題のうち、既に様式F-14-CVにより2回延長を行った研究課題については、再度の延長はできません。これは、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった時期（主として令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度）を内定当初の研究期間に含む研究課題が特例延長の対象となるよう考慮したものです。
- 科研費では、交付申請書に記載の研究目的の範囲内であれば、本会への申請などを行うことなく、既に実施中の研究計画を一部変更することも想定しています。そのため、研究計画を柔軟に変更するなどして、今年度中に当該研究課題の完了を目指していただくとともに、延長した研究課題と新たに応募する研究課題の間では重複応募制限は適用されません(※)ので、必要に応じて研究計画を再構築し、新規研究課題としての応募をご検討いただくようお願いします。

※ 重複制限の取扱いについて、補助事業期間の再延長を行う場合（産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴う補助事業期間の延長（様式F-13-2）により手続きを行う場合を除く。）には、補助事業期間を延長した研究課題と、令和5(2023)年度公募に新たに応募している研究課題の間において重複制限は適用されません。

<参考>

科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金研究者使用ルール（交付条件）

【補助事業期間の延長】

3-10 研究代表者は、研究実施計画変更等に伴い、研究計画最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長を希望する場合には、研究計画最終年度の3月1日までに、様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。なお、1年を超えて補助事業期間を延長することはできない。(略)

【本件問い合わせ先】

研究事業部 研究助成第一課 基金助成係

TEL : 03-3263-1057